

大阪総合会計ニュース

第13号

2023年8月1日

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪府中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階
TEL 06(6202)9251 sougoukaikai@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



北浜の歴史シリーズ

第13回

伏見ビル・青山ビル

(登録有形文化財)

手前の伏見ビルは1923年(大正12年)に当時としては珍しいホテルとして建てられた旧澤野ビル。左側の緑の蔦の葉で覆われた建物は、1921年(大正10年)に高級食材店を経営する野田源次郎氏の居宅として建設されました。この蔦は阪神甲子園球場から株分けしてもらったもので、現在は2代目ということです。2つのビルは館内も当時のままで、レストランやギャラリー、事務所として利用されています。(写真・文/西岡 英利)

インボイス制度は中止・延期を

所長 竹内 克謹よしなり

インボイス制度の導入まであと2か月。最近になって免税事業者である関与先から「取引先から適格請求書発行事業者となるよう要求された。登録申請してほしい」との依頼が増えてきました。以前から指摘してきた「免税事業者が取引から排除されるのを防ぐため泣く泣く課税事業者を選択しなければならぬ」という恐れが現実のものとなっています。

今年度の税制「改正」ではインボイス制度の導入にあたって、「激変緩和」を図るためとして免税事業者が課税事業者となった場合、納税額は売上に係る消費税額の20%とする「改正」を行いました。これも3年間の期間限定であり、課税売上高1,000万円以下の零細な免税事業者に負担を押し付けようとする本質をカモフラージュするものでしかありません。

一方、登録申請者はまだ316万件(5月末時点)にとどまっています。現在の課税事業者数340万件と比較してもまだまだ低い数字です。制度自体の認知度がまだまだ低いこととの証左であると考えられますが、このことに危機感を抱いた国税庁は、4月からダイレクトメールで約436万件、e-Taxのメッセージボックスには約850万件を順次送付しています。このダイレクトメールだけで2億6,700万円の予算を使ったというのですから、インボイス制度が周知されず、登録者数が伸び悩んでいることへの政府の焦りが見て取れます。

このまま10月1日の施行日を迎えれば、免税事業者が発行したインボイスでない請求書等が仕入税額控除されたり、取引先との関係で適格請求書等発行事業者として登録してしまつた事業者が無申告のまま放置されるといふ事態も予測されます。今、マイナ保険証の交付で大混乱が起きマイナンバーカードの返納者が続出していることは毎日のニュースで報道されているとおりです。このままインボイス制度が施行されれば同様の大混乱を招くことは想像に難くなく、インボイス制度は中止、延期が必要なことは明らかです。

令和5年に実施される 税制改正の重要点

西岡 英利

近年の税制改正は、法律改正後、1年や2年が経過した後に適用されることが多くなっています。この記事では、今年実施される法律のうち、特に大事な部分に絞って解説を行います。

1 個人所得課税

1 事業所得と雑所得の区分が 明文化されました

事業所得と雑所得では、青色申告の特典や損益通算、赤字の繰越など、その税務上の取り扱いに差異があり、税額計算に有利不利があります。これまで明確な判定基準はありませんでしたが、令和4年10月における基本通達の改正で、図表1のような区分が決められました。

事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が社会通念上事業と称するに至る程度で行われているかどうかで判定します。

具体的には、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く）は、事業所得ではなく、雑所得に該当することとなります。

図表1 事業所得と雑所得の区分

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得	概ね業務にかかる雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得

2 資産課税

1 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の3年延長及び見直し

信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満等であっても、その使い残し管理残高は相続税の課税対象となります。また、受贈者が30歳になった時点で使い残しがあれば贈与税の課税対象になり一般税率が適用されます。

2 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の2年延長及び見直し

受贈者が50歳に達した場合等において、使い残しがあった場合、贈与税の課税対象になり、一般税率が適用されます。また、贈与者が死亡した時点で使い残しがあれば、相続税の課税対象となります。

3 消費課税

「暮らしを壊すインボイス制度は中止に！」と、街では反対集会や宣伝活動が行われています。しかし、政府は見直しや延期は一切行わず、目くらましの修正で逃げ切ろうとしています。

1 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、その課税期間の消費税の納付税額を売上に係る税額の2割とすることができ経過措置が設けられます。具体的な計算事例を図表2に示します。

図表2 2割特例の計算事例

■ 本則課税の場合		納税
売上 700万円	仕入 150万円 税 15万円	55万円
税 70万円	■ 簡易課税(例:5種サービス業)の場合	
	仕入 350万円とみなす 税 35万円	納税 35万円
■ 2割特例の場合		納税 14万円
売上税額×20% ※今回は70万円×20%		

この適用を受けることができるのは、これまで免税事業者であった方で、インボイス発行事業者になったことにより課税売上1,000万円以下の免税制度の適用を受けられなくなった者です。

2 中小企業者等に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

事務負担を軽減する観点から一定規模以下の事業者については、1万円未満の課税仕入れをインボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除ができるようになりました。この経過措置では、基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、支払対価の額が1万円未満である場合

には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認めています。

3 少額な返還インボイスの交付義務の免除

振込手数料相当額を値引きとして処理する場合の事務負担を軽減する観点から、1万円未満の少額の、売上に係る対価の返還等に係る税込価額のインボイスの交付義務を免除することになりました。令和5年10月1日以後の取引から適用されます。

4 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則令和5年3月末までに申請書を提出しなければならなかったのですが、登録手続きが大幅に延長され、柔軟化されています。

4 令和6年以後の 大きな改正事項

1 個人所得課税

- ・NISA制度の恒久化が行われ、年間投資上限額等が拡充されます。
- ・住宅ローン控除のときに必要になるローンの残高証明書の提出が不要になるなど利便性が向上されます。
- ・空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例が延長されるとともに見直しが行われます。

2 資産課税

- ・相続時精算課税制度の使い勝手を向上させ、暦年課税と同じ水準の基礎控除の創設等を行うことになりました。
- ・相続税の計算において従来の生前贈与加算制度が、3年から最大7年になり、加算額に一定の控除額が加えられます。

インボイス制度が始まります

谷田久義

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。

消費税は、売上の消費税から仕入や経費の消費税を差し引いて（仕入税額控除）納付します。インボイス制度が始まると、「インボイス」（図表3参照）がなければ仕入税額控除できなくなります。

ただし、制度開始後6年間は、「インボイス」がなくても一定額が控除できる経過措置が設けられました。

- 令和5年10月から令和8年9月まで
……80%仕入税額控除
- 令和8年10月から令和11年9月まで
……50%仕入税額控除

売上の消費税額の80%を控除

フリーランスの方など、免税業者からインボイス発行事業者（納税義務者）になった事業者は、売上の消費税額の80%を控除できる措置がとられました。ただし、令和8年9月30日までです。

少額取引

基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者等は、税込1万円未満のものについては、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除が可能になりました。ただし、6年間（令和5年10月1日から令和11年9月30日まで）だけです。

1万円未満の返品や値引き（すべての事業者が対象）

返品や値引きについても、返還インボイスの交付が必要ですが、その金額が税込1万円未満の場合、交付義務が免除されることとなりました。

伝票作成

従業員の立替経費の精算にも事業者宛てのインボイス（領収書）が必要です。経費精算書等に添付する必要があります（図表4参照）。複数の者が伝票作成する事業所では、伝票の作成者がインボイスの有無、税率をチェックし記票するなど、伝票作成上のルールの再確認も必要です。

電子取引のデータ保存義務

谷田久義

令和6年1月1日から、電子取引のデータは保存要件が変わります。改ざん防止措置や、検索機能の確保といった保存要件を満たす必要があります。

「電子取引」とは、取引情報のやりとりを電子データで行う取引です。請求書、領収書、契約書、見積書、注文書などをデータでやりとりする取引が該当します。ネット通販やホテルのネット予約なども該当しますので、多くの事業者がデータ保存義務を負うこととなります。市販の管理システムを導入すれば対応できますが、費用が発生します。

手間はかかりますが、次の対応も考えられます。「事務処理規定」を備え付け（国税庁HPでフォーマットが公開されています）、検索機能が確保（取引年月日、取引先、取引金額を検索条件として設定できること）されたデータ保存を。ただし、税務調査の際にはデータのダウンロードに必要があります。

具体的には、次のようにすれば要件を満たします。フォルダーを作成し、名称を付ける（「令和6年分」など）。データで受け取った請求書等をPDF等でフォルダーに格納する。その際、PDF等の名前に「取引年月日、取引先、取引金額」を入れる。たとえば、2024年1月7日に株式会社ABCから110,000円の請求書を受け取った場合、「20240107（株）ABC 110000」と名前を入れます。このようにしますと、フォルダーの検索機能により一項目の検索が可能です（図表5参照）。従業員の経費精算などに「電子取引」が含まれる場合も同様に保存する必要があります。たとえば、精算時に添付された領収書等の出力書類をPDFで取り込みフォルダーに格納するなどです。

図表5 保存要件を満たす電子取引のデータ保存方法

例：2024年1月7日に（株）ABCから110,000円の請求書を受け取る。
2024年1月14日に（株）〇〇〇から33,000円の請求書を受け取る。

フォルダー名：令和6年分		
PDF	20240107	（株）ABC 110000
PDF	20240114	（株）〇〇〇 33000

検索機能の全てを不要とする措置の対象者の見直し

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提示すること）」に応じることができるようになっている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

① 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

② 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようになっている保存義務者」が追加されました。

図表3 インボイスの例

××年×月×日発行		
請求書（領収書）		
①（株）〇〇 御中	② △△（株）	登録番号 T123……
日付	品名	金額
8/1	魚 ※	5,000円
8/1	豚肉 ※	10,000円
8/2	割りばし	1,000円
8/2	タオル	2,000円
※印は軽減税率対象		
⑤	8%対象	15,000円
⑥	10%対象	3,000円
	8%消費税	1,200円
	10%消費税	300円
	合計	19,500円

- ① 交付先（相手方）の氏名・名称
- ② 売手（当社）の氏名・名称と登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分した合計額と税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額

図表4 経費精算書等の例

日付	品名	金額	税率	インボイス有無
8/1	〇〇商店 飲料	324	8%	有
8/2	オオサカメトロ	280	10%	無
8/3	▲文具店 電卓	9,000	10%	無
	合計	9,604		

※事業者宛てのインボイス（領収書）を添付してください。
やむを得ず立替者宛ての場合は、その旨を記載してください。

被災地の復興支援よりも 戦費調達か

竹内 克謹よしなり



先の国会で成立した軍拡財源法。敵基地攻撃能力を目的とする軍備拡大的のため5年間で43兆円もの巨額の軍事費を捻出するための法律です。そのうち3・5兆円については、法人税、所得税、たばこ税の増税によって確保しようとしています。法人税では税額に4・4・5%を上乗せする新たな付加税を採用し、所得税では現在の復興特別所得税2・1%のうち1%を軍備拡大的の財源として流用するという内容で、来年以降に実施することとしています。戦費調達の一翼を担うために税理士業務を行っているのではないと思いを強くした次第です。

外相整えば 内相自ずから熟す

西岡 英利



昨年9月から大変な仕事量の波に襲われ、溺れてしまいそうな毎日でした。自らを鼓舞し、支えとした言葉です。元々は「徒然草」の一節だそうですが、私が知ったのは作家であり、精神科医師でもある帯木蓬生氏の『生きる力 森田正馬の15の提言』の中で森田正馬の言葉として読みました。外相とは外見、外からの見た目を言います。内相は、心の内、心理状態を指します。本の中では、禅僧の過酷な修行を例にして解説しています。心や、気持ち、頭の中の考えで、悩んだり、決意しても、現状は変わらないし、解決しない。自分を本当に変えるのは、外見、見た目、実際の行動を変えることとであり、気持ちや心はあとからついてくるものと言います。



谷田 久義

マイナ保険証の混乱は、国民の利便性を第一に考えていない証拠です。あの手この手でマイナンバーカードの普及を急いだからです。普及率を向上させ、国民統制の道具にしたい目的が見えます。国民を第一に考えるなら、拙速な普及はしません。

効率重視で民営化、規制緩和が進められ、人に寄り添う視点が欠如していることと無関係ではないでしょう。勝組、負組などと言ひ、不安定雇用は増加、健康も教育も自己責任。将来を見通せないなか、出生率は下がりました。笑うのは竹中平蔵のような方ばかり、その先に明るい未来はあるのでしょうか。



コロナで窮屈な思いをしながらも、振り返ると半年で映画を20本見にいたり、東京のみで行われた「言葉展」に足を運んだり、12号に書いたとおりエンターテインメントの一年になりつつあります。

一方、電子帳簿保存法の対応に取り組むとも以前書いていたはずですが、ほとんど進んでおらず、さすがに焦りはじめています。インボイスの対応もしかり。これからの半年はエンターテインメントどころではないかもしれません。(T・N)

今年の7月で入社4年目を迎えることになりました。

あつという間の3年間でしたが、色々なことを学ばせてもらいました。前の事務所では関与する機会がなかった業務のお仕事が多かったため、初めは教えてもらったことを実践するのでも手一杯でした。慣れてきたかなと思ったところで、インボイスや電子帳簿保存法など新たな課題も出てきました。それに伴い仕事で利用するシステムにも変化があると思うので、それに適応していけるように頑張りたいです。(C・A)



あつという間に年の半分が終わり、今日何をしていったんだろうという日があります。振り返ると、充実しているのかしていないのかわからないまま一日が終わる明日が来るという日々が続いているように思います。仕事もプライベートも充実して過ごしていけるよう頑張ります！(I・A)



数か月前より満員電車が復活し、この数年間の快適な車内が懐かしく毎朝憂鬱な気分が出社しています。マスクを外す機会も増えてきました。身体はすぐにマスクなしに慣れてしまったようで、暑い中着けたままで耐えられなくなってきました。昨年まで我慢できていたのに不思議で仕方ありません。今年の夏は平年よりも気温が高くなるようです。暑さは苦手ですが快適に過ごせる工夫を取り入れ、憂鬱な気分も吹き飛ばせる夏にしたいと思います。(M・S)



2月に入社した軽尾と申します。それ以前は大阪府枚方市の会計事務所で4年ほど働いていました。税務の仕事でもう少しステップアップしたいと思い、この事務所で働かせていただくことになりました。まだまだ経験不足で覚えることがたくさんありますが、少しでも早く皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

趣味は旅行と食べ歩きです。ようやくコロナも落ち着いてきたので、今年はいろいろ遊びに行こうと計画しています。



2月1日入社した陳陽と申します。簿記に興味をもって、税理士を目指すために入社に至りました。今までずっとヤマダデンキで家電販売の仕事をしていたので、会計事務所の仕事は私にとって未知の領域です。入社当初緊張していましたが、先輩たちに教えていただき、実務経験を積み重ねながら、税務知識も日々少しずつ身につけられるようになって頑張っています。最初より慣れています。まだまだ不足している部分を多く感じていきますので、これからもっとと税務知識を勉強し、いち早く戦力になるように頑張ります。趣味も幅広く、特に写真撮影が大好きです。野球観戦にもよく行ったりします。どうぞよろしくお願ひいたします。

夏期休暇のお知らせ

8/14(月)~8/16(水)

夏期休暇とさせていただきます。

17日(木)9時より通常営業いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※毎月第一営業日の午前中は、所外にて会議を行っております。電話対応ができませんので、ご了承ください。

猛暑厳しき折、
ご自愛なさいませう
お祈り申し上げます。

